

1

町・県民税の申告受付 (下記①か②(P10)のいずれかで予約必須)

問 税務課住民税担当 内 131~134

町・県民税の申告受付は 2/16(月)~3/16(月)まで
(日時は P10 を参照)

① インターネットで予約 (24 時間 OK) ※予約は来場日前々日の 23:59 まで
(前々日が土・日・祝日の場合はその直前の平日まで)

▶ 1/30(金) 13:00 ~ 予約開始

各時間 10 人まで、先着順。

1 申告予約ページにアクセス

町ホームページの「申告受付予約」または左記コードからページへアクセス。
※ 1/30(金) 13:00 から公開。

2 メールアドレスを入力

メールアドレスを入力して完了ボタンを押す。「no-reply@logoform.jp」からメールが送信される。

3 メールが届く

メールが届いたら、本文中の URL を押す。※ここで届くメールでは、まだ予約が完了していません。

4 必要事項を入力

入力フォームの注意事項を確認し、希望日時・申告者氏名等を入力送信する。

5 予約完了メールが届く

メールが届いたら完了です。
※複数人予約する場合③~⑤を繰り返してください。

① インターネット予約の注意事項

- 申告相談が複数人いる場合は、人数分の予約が必要です。
- キャンセルは、申告日の前々日までに役場税務課住民税担当へ電話してください。
- 予約の変更は、電話でキャンセルしてから再度予約の手続きをしてください。
- 予約順で受付するため、集合時間 10 分前に会場へお越しください。

※遅れると申告が受けられない場合があります。

※申告内容によっては、順番が前後することがあります。

令和8年分

税の申告受付

問 税務課住民税担当 内 131~134

まずは申告
が必要か
チェック!

下記のフロー図は一般的な例です。これに当てはまらない場合や記載がない事例など、申告が必要か判断に困ったときは川越税務署 (☎ 235-9411) か上記へお問い合わせください。

START

令和8年1月1日時点で三芳町に住んでいる (住民票がある)

はい ↓ 三芳町に住んでいた
いいえ

令和8年1月1日に住んでいた
(住民票があった) 市区町村に
問い合わせ。

昨年 (令和7年1月1日~12月31日) の収入状況を A~D から選んでください。

A

- 収入なし
- 非課税収入のみ
(遺族年金・障害年金など)

- 国民健康保険に加入している人およびその世帯主に該当しない
- 後期高齢者医療保険に加入している人およびその世帯に属する人に該当しない
- 世帯内に介護保険に加入している人がいない

B

- 営業・農業・不動産・個人年金・保険の満期金などの収入

C

- 年金収入

- 公的年金等の収入が 400 万円以上
- 公的年金等の収入以外の所得 (給与やシルバーなど) が 20 万円を超える

D

- 給与収入

- 給与収入のみで年末調整が完了している
- 勤務先から町に給与支払報告書が提出されている
- 給与収入が 2,000 万円未満

そのまま
下へ

- 源泉徴収票の内容に変更がある (扶養や控除を追加したいなど)
- 還付を受けるための申告 (還付申告) をしたい

(※)
申告は不要です

- 税務署から確定申告のお知らせが届いて、確定申告が必要な人
- 住宅借入金等特別控除を受ける人

三
申告は不要です

- 分離課税の申告・配当所得等の申告をする人
- 損失の繰越等を申告する人

など
三
申告は不要です

町・県民税の申告が必要です

※P9 「町・県民税の申告受付」をご確認ください。
※町・県民税の申告受付は予約必須です。(電話予約不可)

確定申告が必要です

※三芳町役場で受付できない申告があります。P11 の「①町で受付できない申告」をご確認ください。
※確定申告をする人は、町民税・県民税の申告は不要。